お祝い金支給基準

第1条 （目的）
　北四国町会員およびその家族に対して支給する「お祝い金」について、その基準・方法を定める。

第2条 （支給するお祝い金の範囲）
　町会が支給する「お祝い金」は、次の通りとする。
　①小学校入学祝
　②中学校卒業祝
　③敬老祝（満75歳・満77歳・満80歳・満85歳・満88歳ならびに満90歳以上）
　　いずれも毎年9月15日現在

第3条 （受給希望者の届け出）
　町内会員およびその家族が前条に該当し且つ「お祝い金」の受給を希望する場合は、あらかじめ町会が発する書式に要件を記載し、町会に届け出るものとする。
　前条に該当する場合であっても、当該届け出がない場合は「お祝い金」を辞退したものとみなす。

第4条 （受給資格）
　「お祝い金」支給の対象者は、町内会員ならびに同居する家族に限定する。

第5条 （お祝い金の額）
　①小学校入学祝　　記念品（3，000円相当）
　②中学校卒業祝　　記念品（3，000円相当）
　③敬老祝　　現金（5，000円）

2023年12月9日

北四国町会　厚生部